申込先間場場所

別対対象

M Z 対外金

イール・田・稲荷切

11月12日(日)は広島県知事選挙の投票日です

投票できる人

尾道市で投票できるのは次の要件を満たす人です。 ○平成11年(1999年)11月13日までに生まれた人

○今年7月25日までに尾道市の住民基本台帳に記録され、引き続き3カ月以上尾道市に居住している人

【今年7月26日以降に住所変更の届け出を行った場合】

県外から転入	九亜ズキナル/	
県外へ転出	投票できません。 	
県内の他の市町から転入	前住所地の選挙管理委員会へ 確認してください。	
市内に継続して3カ月以上住んだ後、県内の他の市町へ転出 ※県内の他の市町へ転出後、さらに県内の他の市町へ複数回転出した場合も含む。	尾道市選挙管理委員会へ確認してください。 ※投票には、県内市町の長が 発行する「引き続き県内に 住所を有する旨の証明書」 または住民票の写しを提示 するか、引き続き県内に住 所を有することの確認を受 けることが必要です。	

投 票

投票所入場券で指定している投票所で、投票を行います。投票所へは投票所入場券を持参してください。 病気やけがなどで字を書くことができない場合は、 代理投票や点字による投票(視覚障害者に限る)ができます。

投票時間

投票時間は7:00~20:00です。

※百島支所・菅野公民館・江国公会堂・今津野公民館・綾目公民館・大和公民館の投票所は7:00~19:00、因島細島ハウスの投票所は7:00~17:00です。

投票場所の変更

次のとおり投票場所が変更になります。

旧投票所		新投票所	
安郷区民館中央駐車場		中央駐車場	
いきいきサロン東生口	東生口公民館		

※投票所入場券で投票場所をご確認ください。

期日前投票

投票日に仕事やレジャーなどで投票できない人は、 期日前投票ができます。

受付で配布する宣誓書に住所、名前、投票日に投票 できない事由などを記入し、提出します(市ホームペ ージからもダウンロード可)。

【期日前投票ができる場所・時間】

期日前投票所	期日前投票ができる期間・時間
選挙管理委員会事務局 (市役所本庁3 階北側) 因島総合支所	10月27日金~11月11日仕) 8:30~20:00
御調支所 市民センターむかいしま 瀬戸田支所	11月4日(土)~11日(土) 8:30~20:00
百島支所	11月6日(月)・7日(火) 9:00~17:00
浦崎公民館	11月8日(水)・9日(木) 8:30~20:00
尾道市立大学	11月7日火 10:00~17:00

不在者投票

手続きに日数がかかるため、早めにご相談ください。 【投票**手**続】

①病院、施設で不在者投票を行う場合

病院、施設の長が尾道市選挙管理委員会に投票用紙等を請求します。詳しくは、病院等にお問い合わせください。

- ②転出した人が現住所地で不在者投票を行う場合 投票所入場券に印刷されている不在者投票宣誓書 兼請求書を尾道市選挙管理委員会に送付し、投票用 紙等を請求してください。この場合、県内市町の長 が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明 書」または住民票の写しを添付するか、不在者投票 宣誓書兼請求書の確認申請欄に○を記入してくだ さい。尾道市選挙管理委員会から投票用紙等が届い たら、現住所地の選挙管理委員会へ持参してくださ い。
- ③長期出張等により滞在地で不在者投票を行う場合 尾道市選挙管理委員会へ不在者投票宣誓書兼請求 書(市ホームページからダウンロード可)を送付し、 投票用紙等を請求してください。尾道市選挙管理委 員会から投票用紙等が届いたら、滞在地の選挙管理 委員会へ持参してください。

【投票できる期間】

10月27日(金)~11月11日(土)

郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があり「郵便等投票証明書」をお 持ちの人は、郵便等による不在者投票ができます。

【郵便等投票証明書を申請できる人】

区	分	障害	障害の程度
身体障害者手帳		両下肢·体幹·移動機能	1級か2級
		心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級か3級
	免疫機能·肝機能	1級~3級	
戦傷病者手帳		両下肢·体幹	特別項症~第2項症
		心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸 肝機能	特別項症~ 第 3 項症
介護保険 被保険者	`	要介護状態区分が「要介護 5 」	

【郵便等投票の代理記載制度】

上表に記載した人に加えて、次に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会へ届け出た人に代理記載させることができます。

- ①身体障害者手帳の「上肢または視覚の障害の程度が 1級」
- ②戦傷病者手帳の「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症」

【投票の方法】

選挙期日の4日前(11月8日(水))までに「郵便等投票証明書」を添えて投票用紙と投票用封筒を請求し、投票用紙が届いたら早めに郵便等により投票してください。請求方法は、選挙管理委員会へお問い合わせください。有効期間満了の場合は改めて申請が必要です。

選挙公報

選挙公報は、中国・朝日・読売・山陽・毎日・産経・日本経済の各新聞に折り込みます。(折込予定日は、11月5日(日))。郵送での送付を希望する人は、申し出てください(すでに申し出ている人は不要です。)。

また、市役所本庁1階、各支所、JA各支店、各漁協、各公民館でも配布します。

投開票速報

ホームページに投開票速報を掲載します。

【尾道市選挙速報用ホームページ】

http://www.senkan-onomichi.jp/

圓選挙管理委員会事務局(☎0848-38-9258)

10月22日 日は衆議院議員総選挙の投票日です

併せて最高裁判所裁判官国民審査も行われます。 ※詳しくは、新聞折込チラシ(折込予定日10月11日 (水)でお知らせします。

尾道市役所駐車場案内

新本庁舎の建設工事の開始に伴い、庁舎 南駐車場の運用を終了しました。

市役所を利用する人は、久保駐車場(24時間運用)、庁舎北駐車場(24時間運用)、思いやり駐車場(市役所が開いている日の8:00~17:00)をご利用ください。

工事期間中は駐車台数が減少しますので、できるだけ公共交通機関等を利用いた だくなど、ご協力をお願いします。



駐車場	市役所が開いている日	市役所が休みの日
久保駐車場 (立体·92台)	入庫から30分はどなたでも無料です。その後は1時間 210円、以後30分毎に100円	入庫から 1 時間210円、 以後30分毎に100円
庁舎北駐車場 (平面·37台)	※市役所を利用する人は、窓口で無料化の手続きをしてください。	
思いやり駐車場 (平面・10台)	利用は市役所にご用の人に限ります(無料)。高齢者、身体の不自由な人、小さな子ども連れの人等の優先駐車スペースです。 係員の誘導に従って駐車してください。	ご利用いただけません